

市民法律相談の予約方法の変更について

1 概要

市民相談室が実施する市民法律相談(弁護士による相談)のうち、本庁で実施している分については、これまで相談当日のみの予約受付としてきました。

この予約受付期間につき、利用希望者の利便性を考慮し、4月1日より、2週間前からの予約ができるように変更します。

	現行制度		4月以降
実施場所	本庁 市民相談室面談室	➔	本庁 市民相談室面談室
実施日	毎週火・金曜日		毎週火・金曜日
予約方法	電話		電話
予約受付日	相談当日のみ		相談日の2週間前から 当日まで

2 制度移行期の取扱い

3月中は、従前どおり当日受付とします。

4月は、2日、5日、9日、12日実施分については4月1日を受付開始日とし、16日以降実施分については相談日の2週間前を受付開始日とします。

※矢印は予約受付期間

3月				4月																
28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	相談日				相談日			相談日				相談日			相談日					相談日
	➔				➔			➔				➔			➔					➔
					➔			➔				➔			➔					➔
					➔			➔				➔			➔					➔
					➔			➔				➔			➔					➔

3 周知方法

- ・広報あかし4月1日号「4月の市民相談」
- ・市ホームページ
- ・チラシ(市民相談のしおり)
 - 市民相談室、あかし総合窓口、各市民センター、各サービスコーナーに配架
- ・市民相談室窓口での案内